



「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」等の概要について

消防庁予防課

1 はじめに

消防庁では、畜舎等に係る特例基準の見直し、蓄電池設備に係る基準の見直し、固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し及び第一種配電盤等の配線用機器等に係る耐熱基準の見直しを行うため、令和5年5月31日に以下の改正省令等を公布した。

- ・ 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号。以下「改正省令」という。）
- ・ 畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件（令和5年消防庁告示第6号）
- ・ 蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）
- ・ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（令和5年消防庁告示第8号）
- ・ 配電盤及び分電盤の基準の一部を改正する件（令和5年消防庁告示第9号）

以下、改正省令等の概要について紹介する。

2 改正の背景・経緯の概要

本改正では、4項目について見直しを行った。各項目について改正の背景・経緯の概要を紹介する。

(1) 畜舎等に係る特例基準の見直し

我が国では畜産物の輸出額の大幅増を目標に掲げており、その国際競争力の引上げが重要な課題となっている。国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、建築基準法における畜舎の建築基準の緩和を認めた畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「畜舎特例法」という。）が令和4年4月1日に施行されたが、大規模畜産農家等が畜舎とは別に設置する畜産業用倉庫等が畜舎特例法の対象とならず、そのメリットが十分に行き渡らないとの声があった。

こうした背景から、規制改革推進に関する中間答申（令和4年12月22日規制改革推進会議決定）において、農林水産省は、畜舎特例法に基づく新制度における「畜舎等」の対象に、畜産業用倉庫等を追加し、必要な措置を講ずることとされた。また、総務省は、畜産業用倉庫等

の利用実態に即した消防用設備等の特例基準について検討し、速やかに結論を得るとともに、検討の結果、消防法に基づく規制を見直す場合には、事業者混乱が生じないように、新制度の見直しと可能な限り同時期に当該見直しを行うため、必要な措置を講ずることとされた。

消防庁では、本答申を踏まえ、畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会（部会長：関澤愛東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授）において検討を行い、その結果を踏まえ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）等について、対象施設の拡大等の改正を行うこととした。

(2) 蓄電池設備に係る基準の見直し

蓄電池設備は、使用時に火災の危険性があるため、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）に従い制定される市町村条例により規制されているが、対象火気省令に定められている基準は、主に開放形の鉛蓄電池設備を想定されたものであるため、リチウムイオン蓄電池設備など新たな蓄電池設備や、今般の蓄電池設備の大容量化などに十分に対応できていなかった。

こうした背景から、蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）において検討を行い、その結果を踏まえ、対象火気省令等について、規制対象となる蓄電池設備の基準等の改正を行うこととした。

(3) 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し

薪ストーブや炭火焼き器等の固体燃料を使用した火気設備は、対象火気省令に従い制定される市町村条例により建築物等から離隔距離を設ける等の基準が定められている。近年では薪ストーブ等への関心が高まっているが、条例による基準に従い建築物等からの離隔距離を設ける必要があるため、そのスペースを確保することができず、設置を断念するケースがある。

こうした固体燃料を使用した火気設備の課題を踏まえて、火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会（部会長：松島均日本大学生産工学部特任教授）において検討を行い、その結果を踏まえ、対象



火気省令等について、新たに炭火焼き器の離隔距離を定める等の改正を行うこととした。

(4) 第一種配電盤等の配線用機器等に係る耐熱基準の見直し

第一種配電盤等において使用される一部の機器について、製造コストの高さ等により製造を中止する製造者が増え、供給の継続が難しいという課題があることから、製造者の多い第二種配電盤等に使用される機器を第一種配電盤等に使用できるよう、配電盤及び分電盤の基準について、所要の改正を行うこととした。

3 改正後の内容

(1) 畜舎等に係る特例基準の見直し

ア 畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設の追加

畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象となる施設について、改正前の規則において畜舎、堆肥舎及び関連施設（搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設）とされていた。これに加え、貯水施設及び水質浄化施設、保管庫（防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるもの以外のものを保管しないものに限る。以下同じ。）、排水処理施設、発酵槽等を対象施設として追加した。「防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるもの」については、改正後の畜舎等に係る基準の特例の細目（令和4年消防庁告示第2号）に定めたとおりである。

なお、追加される施設についても、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設と同様に、①防火上及び避難上支障がないこと、②周囲の状況から延焼防止上支障がないこと、の要件を満たすことが必要とされた。

イ 保管庫の用に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるものに係る消防用設備等の特例基準

畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象となる施設のうち、保管庫の用に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるものについては、火災初期の段階を過ぎた場合の火災拡大の危険性や消火の困難性に鑑み、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準では設置不要としている屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備を、原則どおり設置することとした。また、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準で認めている消防用水の特例（設置が必要となる面積の緩和、二以上の部分が渡り廊下等で接続されている場合の設置基準の緩和）を適用しないこととした。

なお、貯水施設及び水質浄化施設、排水処理施設、発酵槽等については、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準と同じ基準を適用する。

(2) 蓄電池設備に係る基準の見直し

ア 対象火気省令において規制する蓄電池設備

現行の対象火気省令においては、4,800アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いている。しかし、蓄電池設備の潜在的な火災リスクは、保有する電気エネルギーの大きさ、すなわち蓄電池容量（キロワット時）に依存すると一般的に考えられることから、規制の対象となる蓄電池設備は蓄電池容量を用いて区分することとし、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって「出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの」を規制の対象から除くこととした。

なお、「出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの」については、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準に定めるとおり、対応するJIS規格に適合したものと及びこれと同等以上の措置が講じられているものとした。

イ 耐酸性の床上等に設けなければならない蓄電池設備

改正前の本規定は酸性又はアルカリ性の電解液を用いた開放形の蓄電池を想定し、転倒時の安全措置を規定したものであった。今般、酸性又はアルカリ性ではない蓄電池や、転倒に伴い電解液の漏出のおそれがない蓄電池も普及していることを踏まえ、開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床上等に設けなくてもよいこととした。

ウ 雨水等の浸入防止措置

屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の浸入防止措置が講じられたキュービクル式の蓄電池設備に限っていたが、雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体に収められている蓄電池設備であればよいこととした。

エ 建築物からの離隔距離

屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、当該要件として新たに、「延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの」を追加した。

なお、「延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの」については、出火防止措置と同様、対応するJIS規格に適合したものと及びこれと同等以上の措置が講じられているものとした。

(3) 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し

ア 厨房設備の離隔距離

対象火気設備等の離隔距離を定めている対象火気省令別表第1に、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めた。

イ 離隔距離を決定するための試験方法の特例

対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）を改正し、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離を決定するた



めの試験方法の特例として、固体燃料を使用するものや火災予防上安全性が高い構造のものの特例を追加した。

(4) 第一種配電盤等の配線用機器等に係る耐熱基準の見直し

屋内消火栓設備の低圧式の非常電源専用受電設備の第一種配電盤等について、キャビネットが一定の基準を満たしていることを条件に配線用機器等の耐熱基準を緩和するほか、所要の規定の整理を行った。

(5) 施行期日及び経過措置について

改正省令等の施行日は公布の日とした。ただし、改正省令のうち、対象火気省令の改正規定と、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準の施行日については、令和6年1月1日としている。

また、改正後の対象火気省令に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、施行日である令和6年1月1日に現に設置されているもの及び令和6年1月1日から起算して2年以内に設置されたもので、改正後の規定に適合しないものについては、その規定を適用しないこととする経過措置を設けた。

4 火災予防条例(例)の改正概要

対象火気省令の一部改正に伴い、〇〇市(町・村)火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号。以下「条例(例)」という。)についても同様の改正を行った。以下、条例(例)だけに規定されている改正内容の概要を説明する。

(1) 換気、点検及び整備に支障のない距離

改正前の規定は、キュービクル式の蓄電池設備に限って求めていたところであるが、本規定は基本的な安全対策を目的とした規定であり、キュービクル式に限定して求めるべきものではないため、共通的に求められる措置として適正化を図った。

(2) 転倒等防止措置

改正前の規定は、転倒の防止のみを求めるものであったが、破損や亀裂の防止を求めた対象火気省令第12条第1項の規定に合わせるかたちで、規定の適正化を図った。

(3) 消防長(消防署長)への届出

本規定は、火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、特に火災危険性の高いものの設置状況をあらかじめ消防本部において把握することを目的とした規定であることから、相対的に火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備は届出を要しないこととした。

(4) 経過措置について

(1)、(2)の改正については、現に設置され、又は設置の工事がされている設備については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例によることとする経過措置を設けた。

5 おわりに

ここまで、改正省令等の内容について概観した。本記事や改正省令等の公布と同日に発出した改正予防条例

(例)の運用等について(令和5年5月31日付け消防予第332号)も参考にしつつ、改正省令等の施行に向けた準備と各地方公共団体における火災予防条例の改正に向けた準備をお願いするとともに、適切な消防法令の運用をお願いしたい。

消防庁としても引き続き、今回の改正省令等の内容について、周知を行っていく予定である。